平成３０年（フ）第６９号
愛知県豊橋市東岩田４丁目３番地４
債務者　伴　　賢太
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第８１号
愛知県豊川市御油町鷲坂86番地　フレグランスＯＦ鷲坂Ｂ－101、従前の住所愛知県岡崎市舞木町字欠ノ上６番地１　ファミールメゾン舞101
債務者　清水ゆかり（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第６号
長崎県平戸市岩の上町788番地２
債務者　宇野　義徳
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午前11時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第９１６号
大阪府東大阪市花園西町１丁目12番15号
債務者　佐々木信一
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４２１号
大阪市平野区平野北１丁目４番29―506号
債務者　志賀　邦彦
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６５０号
大阪府寝屋川市池田１丁目26番６号（101号）
債務者　日下　友美
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２号
栃木県鹿沼市東町１丁目３番23号　プレミールＥｓｔⅡ　102
債務者　山井　靖子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２７号
栃木県真岡市熊倉町3439番地７
債務者　田上　敬子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３１号
栃木県芳賀郡益子町大字益子2185番地　法師人アパート２号
債務者　矢野　明美
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３２号
栃木県芳賀郡益子町大字益子2185番地　法師人アパート２号
債務者　笠原　良樹
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４号
栃木県那須塩原市西原町２番33号　メゾン静３－205号、前住所栃木県那須塩原市錦町15番３号　ラ・フォンテーヌ705号
債務者　安達　里巳
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月５日午前11時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第４１９号
東京都八王子市楢原町1283番地10松澤方
債務者　濱口　京子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４９４号
東京都西東京市ひばりが丘１丁目２番１－318号
債務者　齋藤　良行
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３９３号
東京都あきる野市牛沼269番地１エステートピアＫ３号棟202号
債務者　山本　　稔
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７０号
静岡県浜松市中区上島３丁目６番22号
債務者　寺尾　一成
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係